議案第２２９号

上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の一部改正について

上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の一部を改正する条例

上越市光ヶ原高原観光総合施設条例（平成１６年上越市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表第１入場料の欄を次のように改める。

入場料
５１０円
３１０円
２１０円

別表第２施設使用料の欄を次のように改める。

施設使用料
６，１２０円
３，０６０円
1時間につき １，０２０円
２，３５０円
１，２３０円
２１０円
３，０６０円
１，０２０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。